

群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム運営委員会要項

平成 25 年 12 月 17 日 制定
改正 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要項は、群馬大学博士課程教育リーディングプログラムリーディング大学院統括本部設置要項第 5 の第 2 項の規定に基づき、群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム（以下「本プログラム」という。）の教育課程に関すること。
- (2) その他本プログラムの運営に関すること。

(組織)

第 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学系研究科長
- (2) 医学系研究科医科学専攻教務委員会委員長
- (3) 医学系研究科附属教育研究支援センター重粒子線医工学部門長
- (4) 重粒子線医学推進機構重粒子線医学研究センター教授（物理学部門）
- (5) 理工学府長
- (6) 理工学府教務委員会委員長
- (7) 重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム運営委員会理工学府部会副部長
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(委員長)

第 4 運営委員会に委員長を置き、第 3 の第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、第 3 の第 2 号の委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 6 委員長は、委員会の決定事項を本部長に報告する。

(部会)

第 7 本プログラムの運営を審議するため、運営委員会に次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 医学系研究科部会
- (2) 理工学府部会

- 2 部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第 8 委員会の事務は、昭和地区事務部学務課において処理する。

(要項の改廃)

第 9 この要項の改廃は、本部会議の議を経て、本部長が行う。

(雑則)

第 10 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 25 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。